あま市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表　　（議案第　　号関係）

新	旧
（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免） １８　第２７条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯のうち必要があると認められるものに対し、令和元年度分から令和３年度分までの国民健康保険税（令和２年２月１日から令和４年３月３１日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、令和２年１月以前分の国民健康保険税を除く。）を減免する。 (1)以下　略	（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免） １８　第２７条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯のうち必要があると認められるものに対し、令和元年度分及び令和２年度分の国民健康保険税（令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、令和２年１月以前分の国民健康保険税を除く。）を減免する。 (1)以下　略